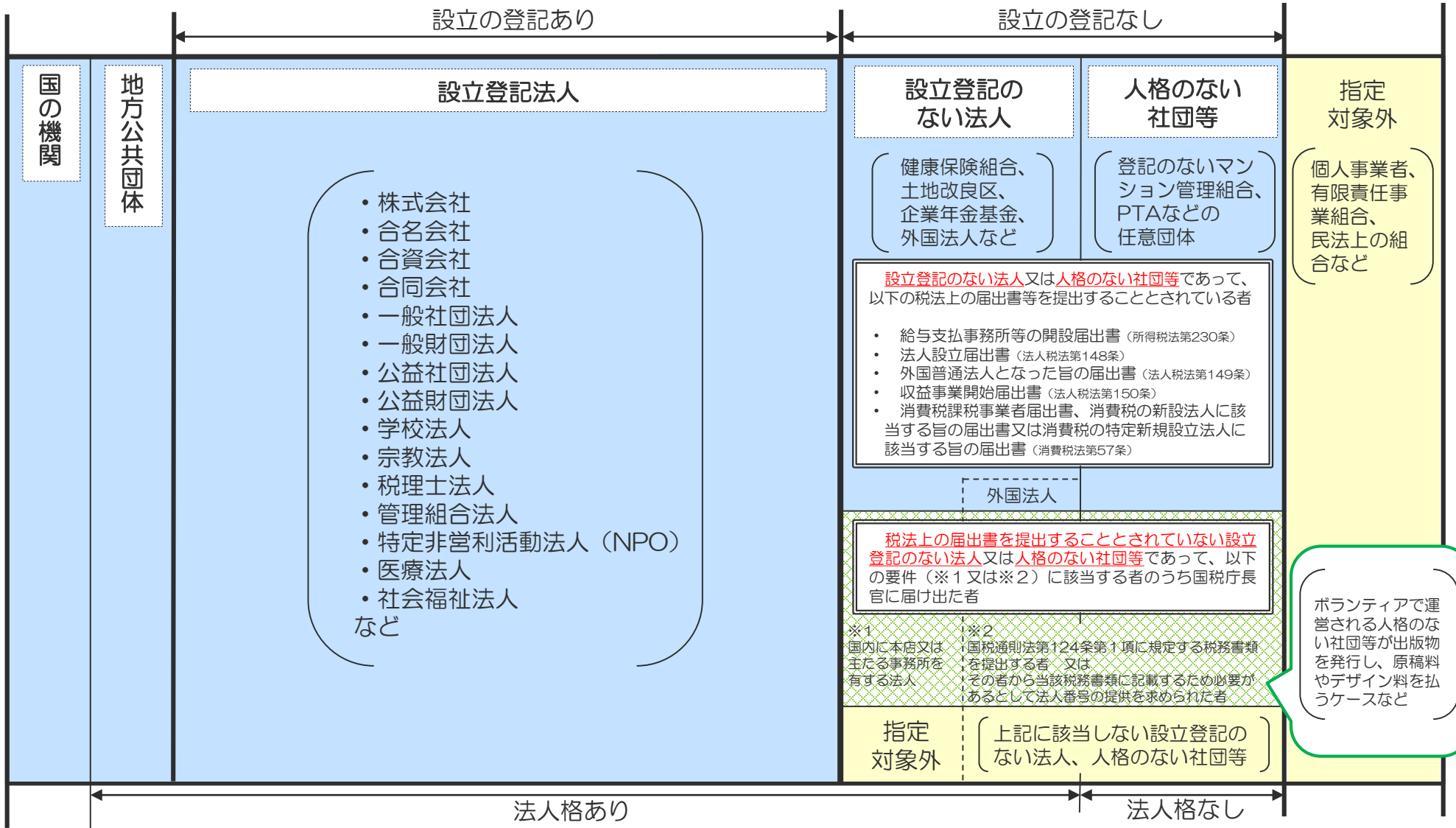


法人番号の指定対象 ~概要~



ボランティアで運営される人格のない社団等が出版物を発行し、原稿料やデザイン料を払うケースなど

(注) 部分は、法務省から提供される登記情報又は税務署に提出された届出書などに基づき、法人番号を指定します。(法39①)
 部分は、上記要件 (※1 又は ※2) に該当する者が、国税庁長官に届け出ることにより、法人番号が指定されます。(法39②)